

マンションの共用部分の修繕等を応援します

マンション共用部分リフォーム支援制度

分譲マンションの管理組合が、住宅金融支援機構(以下機構)の融資を受けて共用部分の修繕工事等を行ったときの債務保証料の一部を助成します。

★ 申請資格（以下4つすべてに該当すること）

- (1) マンション共用部分の修繕工事等を行う区内の分譲マンションの管理組合であること。
- (2) 機構のマンション共用部分リフォーム融資を受けていること。
- (3) 東京都のマンション改良工事助成制度による交付決定を受けていること。
※令和4年度以降に交付決定しているものを対象とします。
- (4) (公財)マンション管理センターに債務保証を委託していること。

★ 申請期限

(公財)マンション管理センターと締結した債務保証委託契約の契約日の翌日から起算して90日以内に下記の区担当窓口(区役所住宅課住宅指導係)へ申請してください。

★ 申請に必要な書類

- (1) 申請書(区ホームページから印刷もしくは区役所住宅課住宅指導係の窓口にて配布)
- (2) 分譲マンションの管理規約の写し
- (3) 東京都マンション改良工事助成制度要綱のマンション改良利子補給資格及び利子補給交付決定通知書の写し
- (4) (公財)マンション管理センターと締結した保証料領収書兼保証委託契約証書の写し
- (5) 機構と締結した金銭消費貸借契約書の写し

※その他、確認のために必要と認められる書類等を求める場合があります。

★ 助成金額

債務保証料の2分の1の額(千円未満切捨て)を助成【上限額50万円】

※予算の範囲内で助成します。

★ 申請から助成金の支払まで

- (1) 申請受付 ↓ (公財)マンション管理センターと締結した債務保証委託契約の翌日から起算して90日以内に、必要書類を添えて下記の区担当窓口へ申し込んでください。※申請前に申請内容等を区担当窓口へご相談ください。
- (2) 書類審査 ↓ 審査の結果、申込資格や書類に不備がない場合、管理組合あてに助成金交付決定通知書を送付します。
- (3) 助成金の請求 ↓ 助成金交付請求書兼口座振替依頼書を下記の区担当窓口へ提出します。
- (4) 助成金の支払い ↓ 申請者の指定する金融機関の口座に助成金が振込まれます。

★ 注意事項

助成後においても下記の事実が明らかになった場合は、助成対象管理組合としての決定を取り消すだけでなく保証料助成金を返戻していただく場合があります。

- (1) 偽りの申込みその他不正な手段により助成対象管理組合としての決定を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容その他法令等に基づく命令に違反したとき。
- (4) 機構から「マンション共用部分リフォーム融資」の契約を解除されたとき。
- (5) (公財)マンション管理センターから債務保証の契約を解除されたとき。
- (6) 「江東区マンション共用部分リフォーム融資債務保証料助成金交付要綱」の規定に違反したとき。

★ 関連制度

※ マンション改良工事助成制度（東京都）

都内の分譲マンションの管理組合が、共用部分の修繕・改修等を行なうとき、(公財)マンション管理センターの債務保証を得て住宅金融支援機構の融資を受ける場合、融資に係る利子の一部を助成（利子補給）する制度です。

機構の融資申込みの前に東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課（Tel 03-5320-7532）にお問合せください。

【担当および申請先窓口】

都市整備部住宅課住宅指導係 電話 03-3647-9473

〒135-8383 江東区東陽4-11-28 江東区役所5階1番窓口